

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：関税局業務課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・通関業者及び通関士については、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）において、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることが欠格事由として規定されていたところ、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。
- ・このため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする同法の規定を廃止するとともに、通関業者及び通関士の利用者の保護の観点から、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設したものの。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	<p>・本規制緩和前後での成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。</p> <p>205,467人（平成30年12月末日時点）（注1）</p> <p>230,848人（令和5年12月末日時点）（注2）</p> <p>・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、成年被後見人等が通関業者の許可及び通関士の確認において一律的に排除されていた状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。</p>

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①許可申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	<p>今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。</p> <p>一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。</p> <p>また、本規制緩和施行前では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、施行後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第6条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために施行前に用いられているものであるが、施行後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針であるため、当該宣誓書の利用による追加的な行政費用が生じることは想定されない。</p>
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、許可申請等の処理に要する新たな行政費用は発生

しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。 一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続きの適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和により顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、規制緩和により顕在化する負担は発生しなかった。

（参考）欠格事由（個別審査規定）に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の件数

- ・通関業の許可取消：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点）
- ・通関士資格喪失：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点）

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・業界団体にヒアリングを行ったところ、本規制緩和についての意見は出ていないとのことであった。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：関税局業務課

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

通関業者及び通関士については、通関業法において、成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）であることを欠格事由と規定しており、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。今回の規制の改正を行わない場合に成年被後見人等の人権が十分に尊重されないといった課題は今後も引き続き継続することから、現状の成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことをベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が十分に尊重されていない現状を解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

申請者側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明を法務局から取得する費用が必要となっている。一方、改正後はこれに代わる書面として心身に故障がない旨の宣誓書の提出に変更する方針であり、これに対応するための追加的費用は生じないものとする。

近年の通関業の新規許可件数は年間 30 件程度、通関業者の役員数は平均 7 名程度、通関士の新規確認件数は 1,000 人程度、登記されていないことの証明を法務局から取得する手数料が 300 円であることから、全体で $(30 \text{ 件} \times 7 \text{ 人} + 1,000 \text{ 人}) \times 300 \text{ 円} = 363,000 \text{ 円}$ / 年の遵守費用が削減されるものと推計される。

行政側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、改正後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第 6 条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために現行用いられているものであるが、改正後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針である。従って、当該宣誓書の利用による追加的行政費用が生

じることは想定されない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制の改正に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと考えられる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由

に不当に差別されないよう、成年被後見人等の 権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

個別審査規定が当初の想定通りに機能しているかを評価するため、当該欠格事由に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の合計件数を確認する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（たばこ事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である場合、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）が置かれていたところ、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況となっていた。
- ・これを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除したものの。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	<p>・本規制緩和前後での成年後見制度の利用者数（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。</p> <p>215,531人（平成30年12月末日時点）（注1）</p> <p>246,711人（令和5年12月末日時点）（注2）</p> <p>・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録申請及び小売販売業の許可申請において成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。</p>

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 登録申請及び許可申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	<p>法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。</p>
	事後評価時	<p>事前評価時の想定どおり、登録申請及び許可申請等の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。</p>

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	<p>法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、本規制緩和に</p>

		より顕在化する負担は想定されない。
	事後評価時	本規制の緩和にあたっては、成年後見制度の利用の促進のため、製造たばこの小売販売業の許可等にかかる法定代理人の欠格条項を削除することとしたが、事前評価時には、法定代理人の適格性に関しては、成年後見制度の枠組みを通じて確保されることや、法定代理人を通じてたばこ事業法上の許可等を得て営業を行う者そのものが皆無に近いと考えられたこと等の状況を総合的に勘案し、本規制緩和により顕在化する負担は想定されないとされた。現在においてもこれらの観点は妥当すると考えられるため、現在も事前評価時と同様、規制緩和により顕在化する負担は想定されないと評価できる。

(参考) 製造たばこの特定販売業の登録件数：平成 30 年度 19 件、令和 5 年度 28 件
製造たばこの卸売販売業の登録件数：平成 30 年度 20 件、令和 5 年度 15 件
製造たばこの小売販売業の許可件数：平成 30 年度 4,212 件、令和 5 年度 2,254 件

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（たばこ事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

たばこ事業法において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後5年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可件数、たばこ事業法に基づく処罰の発生状況等。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）が置かれていたところ、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況となっていた。
- ・これを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除したもの。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	<p>・本規制緩和前後での成年後見制度の利用者数（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。</p> <p>215,531人（平成30年12月末日時点）（注1）</p> <p>246,711人（令和5年12月末日時点）（注2）</p> <p>・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録申請において成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。</p>

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①登録申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	<p>法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。</p>
	事後評価時	<p>事前評価時の想定どおり、登録申請等の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。</p>

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	<p>法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、本規制緩和に</p>

		より顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	本規制の緩和にあたっては、成年後見制度の利用の促進のため、塩製造業の登録等にかかる法定代理人の欠格条項を削除することとしたが、事前評価時には、法定代理人の適格性に関しては、成年後見制度の枠組みを通じて確保されることや、法定代理人を通じて塩事業法上の登録を得て営業を行う者そのものが皆無に近いと考えられたこと等の状況を総合的に勘案し、本規制緩和により顕在化する負担は想定されないとされた。現在においてもこれらの観点は妥当と考えられるため、現在も事前評価時と同様、規制緩和により顕在化する負担は想定されないと評価できる。

(参考) 塩製造業の登録件数 : 平成30年度 2件、令和5年度 0件
塩特定販売業の登録件数 : 平成30年度 23件、令和5年度 50件
塩卸売業の登録件数 : 平成30年度 4件、令和5年度 3件

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

塩事業法において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業の登録件数、塩事業法に基づく処罰の発生状況等。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（日本政策金融公庫法部分）

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：大臣官房政策金融課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）において、指定を受けようとする金融機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当することをもって欠格事由として規定されていたことにより、成年被後見人等の人権が不当に差別されていた。
- ・このため、成年被後見人等に該当することをもって欠格事由とする同法の規定を廃止するとともに、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には事理弁識能力が求められることから、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者について個別審査規定を新設したものの。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	<p>・本規制緩和前後での成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。</p> <p>205,467人（平成30年12月末日時点）（注1）</p> <p>230,848人（令和5年12月末日時点）（注2）</p> <p>・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、成年被後見人等が役員を務める金融機関が危機対応業務に係る指定金融機関の指定から一律的に排除されていた状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。</p>

（注1）「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■ 行政費用

		算出方法と数値
①指定金融機関の指定に係る申請の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	<p>一般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。</p> <p>一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。</p> <p>以上のことから、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。</p>
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、指定金融機関の指定に係る申請の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値

①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	<p>今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。</p> <p>一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、引き続き指定を受けようとする機関等より関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。</p> <p>以上のことから、本規制緩和により顕在化する負担は発生しないものと考えられる。</p>
	事後評価時	<p>事前評価時の想定どおり、規制緩和により顕在化する負担は発生しなかった。</p>

(参考)

指定金融機関の新規指定件数（令和2年度から令和5年度まで）：0件

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（日本政策金融公庫法部分）

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：大臣官房政策金融課

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法において、指定を受けようとする機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）に該当することをもって、欠格事由と規定されており、成年被後見人等の人権が不当に差別されている。今回の規制緩和を行わない場合に成年被後見人等の人権が不当に差別されるといった課題は今後も引き続き継続することから、現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う追加の遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、引き続き指定を受けようとする機関等より関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）

（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、

各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（仮称）の施行後5年以内を目途に事後評価を行う。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

今後の府省令改正の検討によることが大きく、現時点で指標を設定することは困難である。なお、規制緩和前後で、法改正部分に係る機関からの提出書類について大幅な変更は予定していない。

規制の事後評価書

法令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：財務省国際局調査課評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

① 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）において、事前の届出義務を課している対内直接投資等に該当する行為の範囲等について、株式取得に準じる行為として、10%の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとした。

また、保有株式が10%未満であっても、議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意により、実質的に10%以上の議決権を取得し、10%以上の株式保有と同等の影響力を会社に及ぼしうる行為についても、対内直接投資等の定義に含めることとした。

② 技術導入契約等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の対価が1億円相当額以下のもの等については、主務省令で定める手続きにより事後報告が求められる。その際の報告期間を当該技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内と定めていたところ、当該期間を45日に緩和することとした。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■ おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展	事前評価時	—
	事後評価時	<p>本規制拡充は、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。</p> <p>なお、規制拡充の前後で年間事前届出数を比較すると以下のとおり増加しており、事前届出数は様々な要因による影響を受けるものであることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等^(注1)を行っていることから、本規制拡充による直接の増加分を定量的に算出することは困難であるが、本規制拡充は技術流出防止等を図るために事前届出の範囲を拡大するものであるため、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。</p> <p>(参考) 規制拡充前（2018年度）の取得時事前届出数：500件 規制拡充後の事前届出総数：11,301件^(注2) 年間事前届出平均数：11,301件÷5年＝2,260件 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数：2,260件－500件＝1,760件</p>
② 技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減	事前評価時	—
	事後評価時	<p>技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担がどの程度軽減されたかは、個々の事案の内容によって異なることから、定量的に測ることは困難であるが、技術導入契約にかかる事後報告件数は1,391件^(注3)であり、これらの報告を行ったすべての者について、一定の負担軽減の効果があったと考えられる。</p>

(注1) 2019年にサイバーセキュリティ関連の指定業種追加及び事前届出対象の見直し等に係る法改正、2020年に感染症医薬品等関連の指定業種追加、2021年に重要鉱物資源関連の指定業種追加、2023年・2024年に経済安全保障推進法上の特定重要物資等関連の指定業種追加を行っており、①の数値については、これらの法令改正による効果も含む。

(注2) 「事前届出総数」は、規制拡充5年後時点の届出数の総数（翌年導入された取得時事前届出免除制度を利用した際の報告書数も含む）

(注3) 「技術導入契約にかかる事後報告件数」は、規制緩和して5年後時点の報告数の総数

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事前届出に係る事業者の遵守費用	事前評価時	—
	事後評価時	<p>遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた遵守費用のみを取り出して定量化や金銭価値化することは困難である。</p>

		<p>その上で、事前届出1件につき、1人で作業した場合に1時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の遵守費用の増加額は以下のとおりと推計される。</p> <p>規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件×1件当たりの処理時間 1 時間×時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円</p> <p>併せて、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となっている他、手続きのオンライン化等も進めており、一定の遵守費用は軽減されていることに留意が必要である。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 時給単価は、令和5年分民間給与実態統計調査(国税庁)等を参考に仮定。

■行政費用

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用	事前評価時	—
	事後評価時	<p>新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた審査費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。</p> <p>その上で、事前届出1件につき、1人で作業した場合に1時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。</p> <p>規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件×1件当たりの処理時間 1 時間×時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円</p> <p>なお、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり、一定の審査費用は軽減され得ることに留意が必要である。</p>
② 技術導入契約に係る事後報告期限の延長に伴う行政費用	事前評価時	今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、追加的な行政費用は発生しなかった。

(注) 時給単価は、令和6年国家公務員給与等実態調査等を参考に仮定。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担(緩和・廃止のみ)

		算出方法と数値
規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

・本改正で新たに発生した遵守費用や行政費用は限定的であると考えられる一方で、①の規制の拡充に伴い、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果が認められることに加え、②の規制の緩和に伴い、技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減効果が認められることから、規制の拡充・緩和ともにそのまま継続することが適切であると考えられる。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）
規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署：財務省 国際局 調査課
評価実施時期：令和元年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。

1. 対内直接投資等に含まれる行為の拡大

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」）は、外国投資家による対内直接投資等において、総発行済み株式数の10%以上の株式を取得しようとする場合、事前の届出義務を課しており、審査の結果必要と認められる場合には当該投資の変更・中止の勧告・命令を行うことができる。

しかし、累次の商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。

外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。

2. 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和

現行法上、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定

技術であってその契約の対価が1億円相当額超のもの等については、財務大臣及び事業所管大臣へ事前届出を求めている。他方、指定技術の導入に係るもので、契約の確定対価が1億円相当額以下のもの等については、当該技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内に主務省令で定める手続により事後報告を求めている。

当該事後報告義務に関して、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成30年度）」参照）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその原因]

外為法では、会社の経営に影響を及ぼすと想定される規模の株式取得に対応する観点から、上場会社等については発行済株式総数に占める10%以上の株式の取得を外国投資家が行うことを対内直接投資等として事前の届出や事後報告の対象としている。しかし、株式ベースの所有割合と議決権ベースの保有割合の乖離の結果、株式ベース以上の経営への影響度を持つ外国投資家が存在しうる。また、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で、他の投資家からの議決権代理行使の委任状の取得や他者との議決権の共同行使の合意等を通じて議決権を実質的に10%以上取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼす事例が発生する可能性が生じている。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるとして、報告期限を延長するよう要望がなされている。

[課題解決手段の検討]

対内直接投資等に含まれる行為の拡大については、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、10%以上の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとする。また、10%未満の株式しか所有していないにも関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼしうる議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に対内直接投資等の定義に含めることとする。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、現在、契約締結日から起算して15日以内に報告を求めているが、当該期間を45日に緩和する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担（遵守費用）は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生しうる。行政費用及び遵守費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定対価が1億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全等の観点から求められるものである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけではなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。

（代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象にしたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。

（代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。